

平成28年度政務活動費収支報告書

会派名 市議会公明党

1 収 入 政務活動費 240,000 円

2 支 出 単位円

科 目	金 額	備 考
調査研修費		
調査旅費	43,878	平成28年 7月19日(火)～7月20日(水) 三重県名張市 ゴミの有料化について 三重県津市 斎場について(いつくしみ社)
	110,752	平成28年 8月23日(火)～8月25日(金) 秋田県鹿角郡小坂町 バイオマスタウンについて 秋田県北秋田市 移住定住支援について 秋田県鹿角市 図書館行政について
	65,888	平成28年 11月21日(月)～11月22日(火) 東京都永田町 国土交通省 中部地方の道路情勢について 東京都永田町 文部科学省 小中一貫教育の現状と今後について 東京都永田町 経済産業省 中心市街地活性化政策について
	41,490	平成29年 2月8日(水)～2月9日(木) 名古屋工業大学 伝統建設における山と木について JR東海 リニア中央新幹線の進捗状況と今後の計画などについて 名古屋市 名古屋城本丸御殿計画について
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
広 聴 費		
その他の経費		
合 計	262,008	

3 残 額 0 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

政務活動費調査研修費精算書

1、期日 平成28年7月19日(火)～7月20日(水)

2、研修場所 三重県名張市
三重県津市

3、参加者 市議会公明党、中津川自民クラブ

4、支出明細

明 細	金 額	領 収 書 番 号	備 考
交通費	30,878	①	公明分
宿泊費	13,000	②	6,500×2人
合 計	43,878		

①

領 収 証

市議会公明党

様 No. 3-178

★ 手 30,878-

但

28年 8月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

岐阜県中津川市加子母830番地

細 江 観 光

TEL 0573-79-3322
FAX 0573-79-3678

収 入
印 紙

kaunet

②

領 収 証 市議会公明党

様 No 007643

金額

713000-

但 宿泊代

108年 7月 19日 上記の正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額(%)

ホテル・ザ・グランコート 津西

〒514-0006 三重県津市広明町345-4

TEL 059-227-8333
FAX 059-227-8237

<http://www.the-grandcourt.com>

政務活動費調査旅費精算書

1、期日 平成28年8月23日(火)～8月25日(木)

2、視察場所 秋田県鹿角郡小坂町
秋田県北秋田
秋田県鹿角市

3、参加者 市議会公明党、中津川自民クラブ

4、支出明細

自民クラブとの按分

明 細	金 額	領 収 書 番 号	備 考
航空券(小牧～青森)往復	64,000	①	32,000×2
レンタカー代	10,818	②	64,908÷12×2
宿泊費(青森)	13,200	③	6,600×2
高速代(中津川～小牧)	915	④	5,490÷12×2
高速代(青森中央～小坂)	700	⑤	4,200÷12×2
高速代(小坂～小坂JCT)	117	⑥	700÷12×2
高速代(小坂JTC～鹿角八幡平)	293	⑦	1,760÷12×2
高速代(鹿角八幡平～浪岡)	737	⑧	4,420÷12×2
宿泊費(大館市)	14,200	⑨	7,100×2
青森空港有料道路	70	⑩	420÷12×2
高速代(小牧～中津川)	915	⑪	5,490÷12×2
レンタカーガソリン代	1,262	⑫	7,573÷12×2
名古屋空港駐車場代	750	⑬	4,500÷12×2
車代	2,775	支払証明書	16,650÷12×2
合 計	110,752		

①

セブン-イレブン

中津川中村店
岐阜県中津川市中津川字野中297
2番地1
電話：0573-66-8868 ｼﾞｯ#1

2016年07月11日(月) 09:45 責166
ｲﾀｰﾈｯﾄｼｮｯﾌﾟﾝｸﾞ払込領収書

お客様控

YOSHIMURAKOUHEI様

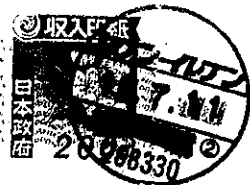
¥192,000-

払込先名 フジドリームエアライ
ンズ(バイジェント)
お客様用連絡先
0570-55-0489, info@fujidream.co.jp
払込票番号
7172-80244-8762

2016年07月11日



- 商品・サービス等の提供方法は払込先より案内されております。(この領収書が必要になる場合もあります。)
- 注文内容についてのお問合せや変更・取消・返品・返金等は、上記、お客様用連絡先にお問合せ下さい。
- 本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します。



セブン-イレブン

中津川中村店
岐阜県中津川市中津川字野中297
2番地1
電話：0573-66-8868 ｼﾞｯ#1

2016年07月11日(月) 09:45 責166
ｲﾀｰﾈｯﾄｼｮｯﾌﾟﾝｸﾞ払込領収書

お客様控

TSUGEKITOSHI 様

¥192,000-

払込先名 フジドリームエアライ
ンズ(バイジェント)
お客様用連絡先
0570-55-0489, info@fujidream.co.jp
払込票番号
7172-80978-2838

2016年07月11日



- 商品・サービス等の提供方法は払込先より案内されております。(この領収書が必要になる場合もあります。)
- 注文内容についてのお問合せや変更・取消・返品・返金等は、上記、お客様用連絡先にお問合せ下さい。
- 本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します。



計 284,000-

内 市議会公明党
2名分

764,000-



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

貸渡人 **株式会社トヨタレンタリース青森**
 青森空港店
 青森市大字大谷字小谷1-14

RA610R
 発行年月日: 平成 28年 8月25日
 貸渡No.: 7449256

電話番号017-739-0115

借名称 島崎 保人 様
 受住所 岐阜県中津川市加子母4698番地
 人

項目	予定料金	精算料金
基本料金	35,640	35,640
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(15%)	5,346	5,346
*	0	0
小計	30,294	30,294
免責補償料	2,160	2,160
特別装備料	0	0
添付品料金	0	0
ワンウェイ料金	0	0
燃料代	0	0
引取配車料	0	0
ご利用額	32,454	32,454
リース無償代車	0	0
NOC	0	0
免責実費料	0	0
お支払額	32,454	32,454
内消費税	2,404	2,404
予約金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	32,454	32,454
現金		
預り金合計	32,454	32,454
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	0

<お貸しする車両>
 貸渡車両 ヴェクサー(14/1-) 燃料 ガソリン
 登録No. 八戸 500わ4745

料金クラス W2-K 車両クラス W2-K

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	8月25日13時00分	8月25日12時22分	25,422
発	8月23日19時30分	8月23日19時30分	25,093
利用分	1日17時間30分	1日16時間52分	329

料金種別 一般料金 料金割引率 15%

添付品

乗車人数 0名
 返却営業店舗 青森空港店 017-739-0115 返却府県 県内

運転者氏名 岡崎 隆彦様

この請求金額内額	

トヨタレンタカー

トヨタレンタカー予約センター
 0800-7000-111 無料

ホームページトヨタレンタカータイプ
www.toyota.co.jp/rent/
 詳細はこちら! <http://rent.toyota.co.jp>

②-1 } 計764908
 ②-2 }
 内2名市議会公用車分
 710818

領 収 書		領収書No. 0163423
中津川自民クラブ・市議会公明党 様		平成 28年 8月25日
領 収 金 額	32,454 円	収入印紙
(内消費税 2,404 円)		
トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。 ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。 (なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)		扱者印
営業店舗 青森空港店 住 所 青森市大字大谷字小谷1-14 電話番号 017-739-0115		
株式会社トヨタレンタリース青森		
本社 青森市新田三丁目6番4号		



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書) Rental Agreement

お客様控

貸渡人 **株式会社トヨタレンタリース青森**
 青森空港店
 青森市大字大谷字小谷1-14

RA610R
 発行年月日: 平成 28年 8月25日
 貸渡N. : 7449260

電話番号 017-739-0115

借名称 島崎 保人 様
 住所 岐阜県中津川市神坂738番地
 人

項目	予定料金	精算料金
基本料金	35,640	35,640
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(15%)	5,346	5,346
*	0	0
小計	30,294	30,294
免責補償料	2,160	2,160
特別装備料	0	0
添付品料金	0	0
ワンウェイ料金	0	0
燃料代	0	0
引取配車料	0	0
ご利用額	32,454	32,454
リース無償代車	0	0
NOC	0	0
免責実費料	0	0
お支払額	32,454	32,454
内消費税	2,404	2,404
予約金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	32,454	32,454
現金		
預り金合計	32,454	32,454
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	0	0

<お貸しする車両>

貸渡車両 ヴェクサー(-13/12) 燃料 ガソリン
 登録N. 青森 300わ1144

料金クラス W2 車両クラス W2

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	8月25日13時00分	8月25日12時23分	90,475
発	8月23日19時40分	8月23日19時40分	90,153
利用分	1日17時間20分	1日16時間43分	322

料金種別 一般料金 料金割引率 15%

添付品

乗車人数 0名
 返却営業店舗 青森空港店 017-739-0115 返却府県 県内

運転者氏名 島崎 保人 様

この請求金額内訳	

トヨタレンタカー

トヨタレンタカー予約センター
 0800-7000-111 無料
オープン時間09:00~20:00(年中無休)キー屋つながり電話・見積りがあります。

ホームページトヨタレンタカータイプ
www.toyota.co.jp/rent/
検索はこちら! http://rent.toyota.co.jp

領 収 書

領収書N. 0163422
 平成 28年 8月25日

中津川自民クラブ・市議会公明党 様

領収金額 32,454 円
 (内消費税 2,404 円)

Receipt
 現金・小切手 32,454 円
 クレジット 0 円
 交通系IC 0 円

収入印紙

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
 ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
 (なお、抜者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 青森空港店
 住所 青森市大字大谷字小谷1-14
 電話番号 017-739-0115

株式会社トヨタレンタリース青森

本社 青森市新田三丁目6番4号

抜者印

3

領 収 証

No 00036

市議会 公明党 様

28年 8月 23日

税込金額	¥	1	3	2	0	0	-
------	---	---	---	---	---	---	---

上記正に領収いたしました

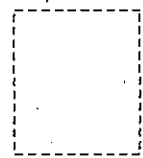
但 御宿泊代として 2名様

お買上額		12,222
消費税		978
(現) 小		13,200



HOTEL ROUTE INN

ホテルルートイン青森中央
〒030-0113 青森県青森市第二問屋町2-12
TEL(017)762-5551 FAX(017)762-2005



8/23 中津川 ~ 小牧

4

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小牧

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

16年 8月23日 15時52分
車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

—入口料金所— 中津川

※利用証明書 (ETCご利用時) 記載の金額
は、ご請求時に修正される場合があります。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 224-00441507-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小牧

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

16年 8月23日 15時51分
車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

—入口料金所— 中津川

※利用証明書 (ETCご利用時) 記載の金額
は、ご請求時に修正される場合があります。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 224-00421507-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小牧

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

16年 8月23日 15時52分
車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

—入口料金所— 中津川

※利用証明書 (ETCご利用時) 記載の金額
は、ご請求時に修正される場合があります。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号 224-00431507-00

市議会公明党 2名分
 $¥5490 \times \frac{2}{12} = ¥915$

8/24 青森中央 ~ 小坂

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小坂

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月24日 8時39分
車種 普通

通行料金 ¥2,100-
(現金)

—入口料金所— 青森中央

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号 202-00190732-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小坂

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月24日 8時40分
車種 普通

通行料金 ¥2,100-
(現金)

—入口料金所— 青森中央

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号 202-00200732-00

市議会公明党 2名分
 $¥4200 \times \frac{2}{12} = ¥700$

8/24

(6)

小坂~小坂JCT

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小坂JCT

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月24日 11時24分

車種 普通

通行料金 ¥350-
(現金)

-入口料金所- 小坂
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号205-00221117-00

市議会公明党2名分

計 ¥700 × 2/2 = ¥117

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 小坂JCT

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月24日 11時23分

車種 普通

通行料金 ¥350-
(現金)

-入口料金所- 小坂
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号205-00201117-00

8/25

(7)

小坂JCT
~鹿角八幡平

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 鹿角八幡平

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月25日 8時38分

車種 普通

通行料金 ¥880-
(現金)

-入口料金所- 小坂JCT
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号202-00440817-00

計 ¥1,760 × 2/2 = ¥293

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 鹿角八幡平

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月25日 8時38分

車種 普通

通行料金 ¥880-
(現金)

-入口料金所- 小坂JCT
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号202-00450818-00

8/25

(8)

鹿角八幡平
~浪岡

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 浪岡

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月25日 11時52分

車種 普通

通行料金 ¥2,210-
(現金)

-入口料金所- 鹿角八幡平
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号204-00891102-00

計 ¥4420 × 2/2 = ¥987

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 浪岡

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
PHS、IP電話の方はこちら
03-5338-7524

16年 8月25日 11時53分

車種 普通

通行料金 ¥2,210-
(現金)

-入口料金所- 鹿角八幡平
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号204-00901102-00

明細書
DESCRIPTION

グランドパークホテル大館
GRAND PARK HOTEL ODATE

〒017-0895 秋田県大館市宇長倉93-2.
93-2, NAGAKURA, ODATE-city, AKITA 017-0895 JAPAN
TEL:0186-45-1515 FAX:0186-45-1500

お部屋番号
ROOM No.

お名前
NAME

313 中津川市議会 公明党 様

到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	人数 PERSON(S)	発行日 ISSUED	備考 REMARKS	
2016/08/24	2016/08/25	2	2016/08/25		
日付 DATE	お部屋 ROOM	摘要 DESCRIPTION	料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	残高 BALANCE
08/24	222	ご宿泊代	7,100x 1		
	313	ご宿泊代	7,100x 1		
	313	現金		14,200	
総合計 TOTAL		料金 CHARGES	お預り金 CREDITS	ご請求金額 BALANCE DUE	ご返金額 REFUND
		14,200 (内消費税 1,050)	14,200	0	0

なお、お勘定には消費税が加算されております。
Tax are added to your bill.

ご署名
SIGNATURE

ご住所
ADDRESS

会社名
ADDRESS

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you for patronage. We look forward to

0 010847901 004
720 000000000

領収書
RECEIPT

発行日
2016年8月25日

0 010847901 004
720 000000000

中津川市議会 公明党 様

グランドパークホテル大館
GRAND PARK HOTEL ODATE

〒017-0895 秋田県大館市宇長倉93-2
93-2, NAGAKURA, ODATE-city, AKITA 017-0895 JAPAN
TEL:0186-45-1515 FAX:0186-45-1500

収入印紙

14,200 (内消費税 1,050)

8/25

青森空港有料道路

10

ご利用ありがとうございました。

領収書

青森県道路公社
青森空港有料道路

TEL 017 - 739 - 7496

16年08月25日 車種 普通
通行料金 ¥210-
現金 ¥210-

4061 - L02 - 27818

料金所では一旦停車してください。

ご利用ありがとうございました。

領収書

青森県道路公社
青森空港有料道路

TEL 017 - 739 - 7496

16年08月25日 車種 普通
通行料金 ¥210-
現金 ¥210-

4061 - L02 - 27816

料金所では一旦停車してください。

内市議会公明党2名分

計 $¥420 \times \frac{1}{2} = ¥210$

8/25

小牧 ~ 中津川

11

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 中津川
お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

16年 8月25日 16時18分
車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

-入口料金所- 小牧
※利用証明書(ETCご利用時)記載の金額
は、ご請求時に修正される場合があります。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号210-00311526-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 中津川
お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

16年 8月25日 16時17分
車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

-入口料金所- 小牧
※利用証明書(ETCご利用時)記載の金額
は、ご請求時に修正される場合があります。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号210-00301526-00

内市議会公明党分

計 $¥6490 \times \frac{1}{2} = ¥3245$

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 中津川
お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

16年 8月25日 16時19分
車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

-入口料金所- 小牧
※利用証明書(ETCご利用時)記載の金額
は、ご請求時に修正される場合があります。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号210-00321526-00

8/25

レンタカーガソリン代

12

Mobil (納品書 領収書)

有彦
アクセス浪岡SS
青森市浪岡大字浪岡字佐野39-1
TEL:0172-62-9511

2016/08/25(木)12:05 2016/08/25

レンタカー 様
11-13141-063788-01314-0000
売上 現金メンバー (自SS)

5218 000120
シナジーレギュラー ¥3793
30.10L, J @126 L-3 P-3
5219 000120
シナジーレギュラー ¥3780
30.00L, J @126 L-15 P-15

合計 ¥7,573
(内消費税等 ¥561)
1万 2427 8千 427
※上記にて領収書とさせていただきます

愛車の定期的なメンテナンスに！
高性能エンジン洗浄剤¥1080/1本～
水抜き剤(ガソリン用)¥540/1本

No.6937 担当: [REDACTED]

内市議会公明党2名分

¥1262

名古屋空港駐車料金

13

県営名古屋空港駐車場

県営名古屋空港駐車場

県営名古屋空港駐車場

領収証

領収証

領収証

精算機 #04	A 精算No.000079
発券機 #02	発券No.007764
入庫時刻	2016年 8月23日(火) 16:12
精算時刻	2016年 8月25日(木) 15:02
駐車時間	1日 22:50
駐車料金	G料金 1,500円
店002	1枚 G料金
=====	
合計	1,500円
現金領収額	1,500円
お預り	5,000円
お釣り	3,500円

精算機 #04	A 精算No.000077
発券機 #02	発券No.007765
入庫時刻	2016年 8月23日(火) 16:12
精算時刻	2016年 8月25日(木) 15:01
駐車時間	1日 22:49
駐車料金	G料金 1,500円
店002	1枚 G料金
=====	
合計	1,500円
現金領収額	1,500円
お預り	10,000円
お釣り	8,500円

精算機 #04	A 精算No.000078
発券機 #01	発券No.080424
入庫時刻	2016年 8月23日(火) 16:07
精算時刻	2016年 8月25日(木) 15:01
駐車時間	1日 22:54
駐車料金	G料金 1,500円
店002	1枚 G料金
=====	
合計	1,500円
現金領収額	1,500円
お預り	1,500円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

またのご利用をお待ちしております。

またのご利用をお待ちしております。

計 ¥4,500 × 2/2 = ¥750
内市議会公明党2名分

支 払 証 明 書

金額 2,775 円

上記の金額を支払ったことを証明します。

平成28年 8月31日

会派の代表者氏名
市議会公明党 鈴木 清貴

内 訳

中津川市役所より名古屋空港までの車代
 $75 \text{ km} \times 37 \text{ 円} \times \text{往復} \times 3 \text{ 台} \times 2 / 12 = 2,775$
(人数案分)

※自民クラブ10名,市議会公明党2名

事 由

平成28年8月23日から同月25日までの会派行政視察において、中津川市議会政務活動費の使途基準に関する細則別表の調査旅費の内、車代として個人の自家用車を使用したため。

債 権 者 住所・氏名

中津川市加子母4698	岡崎 隆彦
中津川市千旦林2628-1	田口 文数
中津川市神坂738	島崎 保人

政務活動費調査研修費精算書

1、期日 平成28年11月21日(月)～11月22日(火)

2、研修場所 東京都永田町

3、参加者 市議会公明党、中津川自民クラブ

4、支出明細

明 細	金 額	領 収 書 番 号	備 考
交通費、(宿泊費)込み	65,888	①	細江観光
合 計	65,888		

領 収 証

市議公明党

様 No. 3.11

★ 手 65,888-

但

28年 11月 30日 上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

岐阜県中津川市加子母830番地

細 江 観 光

TEL 0573-79-3322

FAX 0573-79-3678

kannet

政務活動費調査旅費精算書

1、期日 平成29年 2月 8日(水)～ 2月 9日(木)

2、視察場所 名古屋工業大学
JR東海(今後の計画について)
名古屋城本丸御殿計画について

3、参加者 市議会公明党、中津川自民クラブ

4、支出明細

明 細	金 額	領 収 書 番 号	備 考
交通費	24,550円	①	公明党 分
宿泊費	14,600円	②	7,300×2人
会場使用料	2,340円	③	公明党 分
合 計	41,490円		

①

領 収 証

市議会公明党

様

No. _____

★

¥ 24,550-

但

29年 2月 23日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

岐阜県中津川市加子母830番地

細 江 観 光

TEL 0573-79-3822
FAX 0573-79-3678

収 入
印 紙

Kanret

②

領 収 証

市議会公明党 様

No 00281

H29年 2月 8日

税込金額	¥	14	600	-
------	---	----	-----	---

上記正に領収いたしました

但

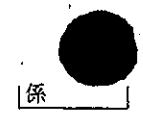
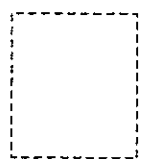
宿泊代とL2

お買上額		
消費税		
現・小		



ホテル ルートイン名古屋栄

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-1-1
TEL (052) 259-7300 FAX (052) 259-7301



領収書

3

2017年2月9日

No. 1700097 - 1

ページ 1 / 1

住所

氏名 市議会公明党様

区分	内容	料金
施設	第1会議室 2017年2月9日 09:00 ~ 12:00	¥2,167
	消費税(8%)	¥173
	ページ合計金額	¥2,340

領収金額 ¥2,340円 (使用料2,167円、消費税等173円)

上記金額を領収しました。

公益財団法人名古屋まちづくり公社
名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

TEL (052)678-2200

理事長 住田 博

印紙税法基本通達
第17号の文書22
により印紙不要



平成28年度会派研修報告書

1. 期 日	平成28年7月19日（火）～7月20日（水） _____ _____ _____
2. 研 修 先	三重県名張市 三重県津市 _____ _____
3. 目 的	名張市：ゴミの有料化について 津市：斎場について（いつくしみ社） _____ _____
4. 参加者氏名	鈴木 清貴 田口 文数 _____ _____ _____ _____
5. 説明内容	別紙資料 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

※添付できる資料がありましたら、報告書に添付してください。

平成28年度 会派研修報告書

報告内容 平成28年7月19日(火)

視察先：三重県名張市

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：ゴミの有料化について

説明者：地域環境部 環境対策室室長

：地域環境部 環境対策室 ごみゼロ対策係長

：地域環境部 環境対策室

名張市のごみは伊賀市の旧青山町地域のごみと合わせ、「伊賀南部環境衛生組合」が収集から処理まで実施。

名張市は「ゴミゼロ社会を目指すアクションプログラム」を策定し推進。

1、家庭ごみの有料化

1-1 家庭ごみ有料化導入の背景

①社会環境の変化

大量生産、大量消費、大量廃棄物、ごみ処理問題、ライフスタイルの変化

②全国的な動き

市の総合計画(H16.3)・ごみの減量化

ごみの発生と排出を抑制するため、ごみ処理コストへの認識や減量意識への動機付け、排出責任者や費用負担の公平性の確保等の観点から、ごみの有料化について市民と情報を共有しつつ、導入を検討する。

県「ごみゼロ社会実現プラン」家庭系ごみの有料化など、経済的手法の適用について検討。

環境省「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

地方公共団体の役割 「一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」

1-2 家庭ごみ有料化の目的、効果

①ゴミに対する市民意識の向上

②ごみの発生抑制

③分別、資源化の促進

- ④ごみ処理費用の公平化
- ⑤事業系ごみの持ち込み防止
- ⑥処理施設の負担軽減

1-3 指定ごみ袋の単価の考え方

- ①減量意識と減量効果が持続する価格
- ②ごみ処理費用の2割程度の排出者負担額
- ③1ヶ月の家計負担許容範囲500円以内程度

1-4 家庭ごみ有料化に伴う減免措置

- ①紙おむつ専用ごみ袋の無料配布
- ②ボランティア専用ごみ袋の無料配布
- ③生活保護世帯への一定数の無料配布

1-5 有料化と合わせて行う施策

(1) 減量化資源化に向けた施策

- ①資源拡大による分別・リサイクル
- ②生ごみ堆肥化の普及促進等

(2) 事業系一般ごみの取り扱い

- ①ごみ処理手数料の改定
- ②事業系一般ごみの自己処理化
- ③事業者への分別指導の強化

(3) 不法投棄・不適正排出等への対応

- ①美化意識の啓発
- ②不適正処理防止に地域の取り組みの支援
- ③不法投棄監視体制の強化
- ④条例の罰則化

1-6 有料化開始までの流れ①

- 平成17年11月～平成19年2月(計12回)
 - ・ごみゼロリサイクル推進委員会開催 計24名
- 平成19年4月～5月
 - ・アクションプログラム(AP)【素案】説明会
 - ・パブリックコメント募集(4/16～5/6)

1-6 有料化開始までの流れ②

○平成 19 年 5 月～6 月

- ・ 主管室長会議、庁議、教民委員会、重要施策調査特別委員会に AP 素案説明会、パブコメ結果を踏まえ、AP 案を付議
- ・ AP 案説明会（対象 14 地域）【有料化に関する素案から主な変更点】
ごみ袋の種類を、10L、5L の 2 種類追加

○平成 19 年 8 月

- ・ 組合議会（全協） 1、ごみ搬入手数料、2、容プラ回収

1-6 有料化開始までの流れ③

○平成 19 年 8 月～9 月

- ・ 容器包装プラスチック回収説明会（対象：環境委員、160 地区）

○平成 19 年 12 月

- ・ AP 改定【有料化に関する案からの主な変更点】
価格を 45L80 円⇒68 円に変更（他も同様）

1-7 ごみ排出量の実績

平成 19 年	燃やすごみ	22,604 トン		
	燃やさないごみ	6,355 トン	合計	28,959 トン
平成 23 年	燃やすごみ	16,469 トン		
	燃やさないごみ	2,110 トン	合計	18,579 トン

20 年度は有料化等により前年比約 25%減少

平成 27 年	燃やすごみ	16,541 トン		
	燃やさないごみ	1,961 トン	合計	18,502 トン

1-8 家庭ごみ有料化の減量効果

○有料化の前（平成 19 年度）と後（平成 20 年度）を比較すると、

燃やすごみ：19%減量・燃やさないごみ：72%減量

※特に、容器包装プラスチックの分別回収により、燃やさないごみは、
大幅の減となりました。

燃やすごみ、燃やさないごみのおみの合計では、平均で 30%減量⇒家庭ごみ有料化によるごみ減量効果が現れています。

2年目の平成21年度は、5.3%減少し、3年目の平成22年度は、0.8%減少していますが、4年目の平成24年度は1.5%増加し、以降の年も横ばい傾向。

1-9

袋のサイズ：45L、30L、20L、10L、5L

(当初) 価格：68円、45円、28円、13円、6円

1-10 家庭ごみ有料化に伴う減免措置1

①紙おむつ専用ごみ袋

- ・家庭ごみ有料化は、新たな経済負担を伴うことから、減量化の努力が困難な世帯や子育て支援の観点から一部減免措置として、乳幼児や介護を要する高齢者又は障がい者等が属する世帯に対して、紙おむつ専用ごみ袋を無料配布。
- ・交付場所：市役所、各地区まちの保健室、かがやき、保健センター
- ・現在は中袋（20L）の使用が中心。

1-10 家庭ごみ有料化に伴う減免措置2

②ボランティア専用ごみ袋

〈袋の種類〉45L・30Lの2種類

〈対象〉ごみステーションに出す場合に限りです。

- (1) 道路等公共用地にポイ捨て、不法投棄された空き缶等のごみを無償で回収する場合。
- (2) ごみステーションに放置の不適切排出ごみやカラス等に荒らされたごみの処理を無償で回収する場合。

〈排出方法〉燃やす・燃やさないごみに分けて、各収集日にごみステーションに排出（1回2袋まで）

2、容器包装プラスチックの資源化

- ・市販の透明又は半透明で、45L以下のごみ袋で出す。
- ・容器包装プラスチックは汚れを落として出す。

3、不法投棄・不適正排出対策

(1) 条例等の一部改正による罰則の強化

- ・「名張市まちをきれいにする条例」では罰金を引き上げ、命令等に従わないときの公表等。
- ・「名張市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例」において、命令等に

従わないときの公表等。

- ・「名張市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、放置自転車の防止及び適正処理。

(2) 環境レンジャーによる監視の強化

- ・環境レンジャーの定期的な監視パトロールにより、不法投棄の防止とは器物の撤収、環境美化の維持。
- ・悪質なケースは、警察と連携し、違反者に厳しく望む。
- ・家庭ごみの有料化とごみ処理手数料の改定などにより、不法投棄の増加が懸念されるため、監視巡回の充実と不法投棄対策の強化を図る。

4、草木類の資源化

草木類の処理については、伊賀南部クリーンセンターにおいてボランティア活動や家庭から排出される草木類のみの焼却にとどめ、事業系や公共用地等から発生した草木類については、民間の草木類の処理施設での受け入れ、堆肥化等を促進しています。

- ①せん定枝の粉碎処理車（チップー車）による資源化
- ②せん定用小型破碎機の貸し出し

4-1 剪定枝粉碎処理車による、草木類の資源化

○二次破碎機付剪定枝粉碎処理車

（通称：チップー車 愛称：ストッピー号）

地域の街路樹、公園、公共施設等の環境美化に活用等

チップー車の特徴

- ①せん定枝の粉碎、②減容、③積込、④運搬、⑤排出
せん定枝を粉碎処理し、必要な場所にチップを排出

チップの活用用途

- ①土壌改良材、②マルチング材、③堆肥化など
（一次破碎、二次破碎で用途が変わります）

チップー車の仕様

- ①3 トントラック車ベースに積載、②収納ドラム容量約 4.5 m³
- ③最大積載量約 1.5 t、④一次破碎処理能力 1.3~1.7 m³/h
- ⑤二次粉碎処理能力 1.8~2.0 m³/h

4-2 家庭での草木類の資源化

○せん定用小型破碎機の貸し出し

草木類の減量化施策として、燃やすごみとして排出される家庭でのせん定枝等を自家処理した後、資源として再利用していただくのが目的です。

5、ごみ処理の方針

5-1 発生抑制・減量化の取組

①家庭ごみの有料化について

家庭ごみの有料化乃導入により、減量化に対する大きな成果を上げることができました。導入して5年が経過し、ごみ減量意識が定着してきたことから、これまでの成果と課題を検証した上で、その成果が引き続き維持することを前提に、指定ごみ袋の価格を引き下げました。

平成25年10月1日販売分より、約20%価格の引き下げ実施

名張市の27年度1人1日当たりごみ量

- ・人口80,619人、365日で計算すると1人1日約728gのごみを出す。
(=名張市のごみの総量÷人口÷365日)

(1) 生ごみについて

○生ごみの資源化は、ごみ総量の減量と資源循環型社会の促進するために有効かつ重要な取組。

今後の取組

- ・生ごみの発生抑制の啓発を強化。
- ・排出者個々による積極的な資源化を促す。
- ・事業者責任のもと資源化等が促進されるように啓発。

(2) プラスチック類について

- ・分別回収が定着し、資源化を進め、容器包装リサイクル法に基づき資源化。
- ・不適正なごみが混入されていることが多く見られ、選別作業の負担になるとともに、やむを得ずごみとして処理せざるを得ないので、品質向上のため、容器包装プラスチックの正しい分け方出し方についての啓発に取り組む。
- ・その他のプラスチックは、現在のところ分別回収、資源化方法等の課題が多く、現状は燃やさないごみとして収集、破碎処理後に焼却。今後は、資源として有効活用に向けた検討を進める。

(3) 使用済小型家電のリサイクル

①使用済み小型家電は貴重な資源

現状は「燃やさないごみ」でしたが、資源化へ

②環境省の資源化実証事業を活用（三重県初）

回収ボックス、チラシ、のぼり等の無料支援を受ける

③回収ボックスは市内16ヶ所に屋内に常時設置

市役所・15地区の公民館等の施設の開館時に投入

④個人情報を消去した物を投入

⑤電池類は外して投入

⑥対象外品は、家電リサイクル法対象製品

（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）、パソコン、回収ボックスに入りきらない物

⑦従来どおり「燃やさないごみ」にも出すことも可能

質疑：三重県で有料化をしている市はどれだけか。

答弁：6市になります。

質疑：不法投棄の率は。

答弁：数値は把握できていないが減っている。

質疑：有料化について市民の反応は。

答弁：地域説明会を開催し、協力をお願いした。



報告内容 平成28年7月20日(水)

視察先：三重県津市

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：斎場について

説明者：津市市民部市民課 調整・企画管理・斎場担当主幹

：津市市民部市民課 企画管理・斎場担当

平成20年3月(津市斎場整備構想策定報告書概要版)

調査目的

本市は平成18年1月1日に2市6町2村(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町、旧美杉村)の合併により新津市として誕生した。

市域内には津斎場と久居斎場、香良洲斎場の3斎場のほかにミス議長に6火葬上の市営火葬施設がある。このほか、斎場と同じ役割を果たす地元火葬施設36施設があり、自治会等の関係団体による運営がなされている。

市営3斎場はいずれの施設も25年以上がけいかしており、一般的な火葬炉設備の耐用年数である15年を超えていることから、長期稼働に伴う老朽化や機能の低下が見られている。

このような状況において、面積710km²と広大な市域を有する人口約29万人都市として、適正な火葬業務を行うために必要な施設の規模等について検討・整理を行い、新斎場整備に当たっての基礎資料とすることを目的とする。

新斎場の必要性の検討

今後、高齢化に伴い死亡率も増加することが予測されており、本市においても、死亡者数の増加が考えられ、適正な火葬に必要な火葬炉数が不足することが予想される。

平成12年3月に厚生省が発表した「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に示された最新式の火葬炉整備の導入を行い、建築物については、ユニバーサルデザイン化はもとより、プライバシー保護と人にやさしく遺族や会葬者の悲しみが和らぐような施設整備を行い、さらに、周辺環境保全上を十分に考量した新斎場を整備する時期に直面しているといえる。

整備候補地の選定条件

候補地の選定に当たっては、用地確保の用地確保問題、都市計画における位置決定の問題を考慮すると、一般には既存敷地に建て替えを行うことが最も適正な方法と考えるが、既存斎場はいずれも敷地が狭隘なことから、新しく用地を選定し、購入して建て替えるとした場合の条件で単独施設、複数施設及び既存施設の併用する場合の整備手法について検討する。

施設利用状況からの検討

津斎場、久居斎場が集中して利用されており、施設規模等を考慮して、市営3斎場の利用率が高い津地域及び久居地域を中心とした場所に1施設整備することが望ましいと考える。

道路アクセス及び利便性からの検討

「中南勢都市圏総合交通体系調査」を参考に、国道23号及び津地域内を通過する地域の検討を行う。

住民意識として一般的に目的地までの所要時間として30分を超えると不満層が増加して、満足層を逆転する結果が得られていることから、30分以内で目的地まで到着することが理想であると考ええる。

平成23年2月（津市斎場建設整備計画）

基本的な考え方

平成20年3月に新斎場建設整備の基本資料となる「津市新斎場整備構想策定報告書」を取りまとめ、同年11月に新斎場建設に係る候補地を選定し、平成21年12月に建設地を決定しました。

本計画は、今後の具体的な事業の推進を図るため、基本構想策定後の検討を踏まえて施設整備の基本的な事項を整理するものです。

基本方針の設定

・将来の火葬需要への対応

高齢化社会の到来により、将来的に予想される火葬需要への対応及び利用者へのサービス工場を図るために必要な規模・機能を備えた施設にします。

・基本方針

新斎場は、個人と遺族の最後の別れの場として、利用者の心情に配慮した施設にします。

また、周辺の緑を大切に施設の外観を周りの景観と調和させ、旧来の火葬場のイメージを払拭した施設にします。

方針 1 人生終焉の場にふさわしい施設づくり

方針 2 環境にやさしい施設づくり

方針 3 良質なサービスの提供と人にやさしい施設づくり

方針 4 管理・運営がしやすい施設づくり

方針 5 周辺地域と調和した緑豊かな施設づくり

方針 6 災害に強い安全安心な施設づくり

方針 7 効率的な整備手法を導入した施設づくり

施設の位置等

・建設地

建設地は、利用者の利便性を第一に考え、道路交通アクセスや地域別人口成、既存の火葬施設の利用状況を考慮して決定しました。

建設地の場所及び面積

場所：津市半田324番地（津市環境部環境事業課敷地内）

面積：約50,000㎡ ※うち、新斎場建設の面積 約9,000㎡

・土地利用等

敷地内を新斎場建設ゾーンと環境整備ゾーンにゾーニングし、周辺の景観等に配慮し、火葬棟を住宅地から最遠部に配置し排気口が見えないように工夫します。

環境整備ゾーンは、自然環境を維持しつつ敷地内は遊歩道を設置するなど市民の憩いの場として整備します。

・進入道路

利便性の向上を図るため新たな進入道路を整備し、安全性や供用開始に

合わせた完成が可能などを考慮し、地形が比較的平坦な（都）上浜元町線からの経路で整備を進めます。

運営計画等

- ・ 使用日

新斎場の使用日は、1月1日及び市長が別に定める休日を除く日とする。

- ・ 使用時間

火葬場の使用時間は、午前9時から午後6時までとする。

葬儀式場の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

ただし、午後9時以降も遺族が施設内に滞在することができる対応。

- ・ 管理運営

新斎場の管理運営は、民間のノウハウを最大限に発揮し、良質なサービスの提供と効率的な管理運営を行います。

施設計画

- ・ 施設の機能

地域社会における必要不可欠な都市施設として、将来見込まれる火葬需要への対応や本市の葬送習慣等を考慮した施設にし、葬送行為が支障なく合理的に行えるよう、4つの機能で構成します。

①火葬機能：告別、火葬、収骨を行う。

②待合機能：遺族等が待合時間を過ごす。

③葬送機能：通夜、葬儀を行う。

④管理機能：事務、管理を行う。

施設の概要

- 火葬棟

火葬棟は、告別、火葬から収骨までの一連の火葬業務を行う場所で、棟内は告別室（収骨室、炉前ホール）、霊安室、火葬作業室のほか機械室等の必要な設備を設置します。

- 待合棟

待合棟は、遺族や会葬者が収骨までの間、一時的に待合時間を過ごす場所で、遺族の悲しみを和らげる質の高い空間を構成します。

○葬儀棟

葬儀棟は、家族葬を想定した式場を併設します。

○駐車場等

駐車場は、季節や天候にも配慮した構造とし、植栽等を設け周辺環境と調和した外構空間を構成します。

事業手法の検討等

・事業手法

事業手法は、民間経営力・技術力の活用によるサービス水準の向上や財政負担の軽減を目指し、行財政改革大綱に基づいて PFI 等の民間活力を活かした事業手法について従来手法との比較検討を行います。

・整備スケジュール

新斎場は、平成 22 年度中に事業手法の決定を行い、平成 26 年度中の供用開始を目指します。

・合併特例債の活用

施設建設整備にあたっては、合併特例債の活用を前提に効率的かつ効果的な整備を図ります。

既存の市営施設

・市営斎場

津斎場、久居斎場、香良洲斎場の市営 3 斎場は、いずれの施設も 25 年以上経過し、長期稼働に伴う老朽化が進んでいることから、新斎場の供用開始後に廃止します。

・市営火葬場

美杉地域の市営 6 火葬場については、整理統合を図ります。

平成 23 年 3 月 （津市斎場整備に係る事業手法調査報告書概要版）

調査の目的

この調査は、津市新斎場整備構想策定報告書や津市新斎場建設整備計画を踏まえ、7つの基本方針に基づき、新斎場の建設整備を進めるにあたり設計・建設から維持管理・運営までの総事業コストの縮減と公共サービスの一層の向上

を図るため、従来手法とPFI等の民間活力を活用した事業手法を比較検討し、新斎場の建設整備の最適な事業手法を見出すことを目的として実施した。

事業手法の比較

- ・PFI手法の適用形態

事業範囲

PFI手法の導入による総事業コストの縮減と公共サービスの一層の向上が実現する大きな要因は、事業のライフサイクル（設計・建設から維持管理・運営まで）全体を民間に委ねることといわれている。斎場においても、設計・建設から維持管理・運営までを包括的に民間に委ねるPFI手法が全国各自治体で積極的に導入されている。このことから、PFI手法の事業範囲を次のとおり設定し検討した。

事業期間

新斎場の供用開始を平成27年1月とし、設計・建設に係る施設整備期間については、2年3か月とする。維持管理運営期間については、火葬炉の耐用年数や施設の大規模修繕の発生等を総合的に考慮して、平成27年1月から平成42年3月までの15年3か月とする。

事業形態

民間事業者が施設使用料を原資とした事業運営を行う形態（独立採算型）は、事業の採算性確保等の観点から現実的でないことから、事業実施に必要な費用を市が民間事業者へ支払う形態（サービス購入型）を採用する。

事業者の選定方法

設計・建設から維持管理・運営までを包括的に民間に委ねるPFI手法においては、価格のみならず、民間事業者の技術力や経営能力等も総合的に評価して事業者を選定することが望ましいことから総合評価一般競争入札方式等を採用する。）

事業手法の評価

従来手法とPFI手法（BTO方式）を対象に、定性的な評価と定量的な評価を行い、最適な事業手法を評価した。

定量的な評価（コスト縮減の評価）

PFI手法（BTO方式）によるコスト縮減効果を算出したところ、従来手法と

比較して 1 億 5 千万円程度の財政負担の軽減効果が見込まれる。

総合評価

定性的な評価及び定量的な評価の結果から総合的に評価すると、新斎場の建設整備に係る事業手法としては、PFI 手法（BTO 方式）が最も適していると評価した。

PFI 手法の概要

PFI 手法は、PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、公共施設等の整備を民間の資金・技術能力・経営能力を活用して行う社会資本整備・公共サービス提供の新しい手法で、施設の設計・建設から維持管理・運営までを包括的に委ね、民間のノウハウ・創意工夫を最大限に発揮することで、地方公共団体等の財政負担の軽減や住民サービスの向上等の効果が図れる。平成 11 年の同法施行以来、300 を超える事業で導入されており、斎場の建設整備事業では 8 事業で導入されている。PFI 手法には、施設の所有権のあり方によって複数の事業方式がある。火葬場の先行事例では BTO 方式と BOT 方式が採用されている。

- (1) BTO 方式 民間事業者が施設を建設(Build)した後、その施設の所有権を公共に移管(Transfer)した上で、施設の維持管理・運営(Operate)を行う。
- (2) BOT 方式 民間事業者が施設を建設(Build)し、契約期間にわたる維持管理・運営(Operate)を行い、事業期間終了後、公共にその施設を移管(Transfer)する。 なお、BOT 方式は、民間事業者が事業期間中の施設の所有権を有するため、財源として合併特例債を活用できない。

平成 20 年 3 月 津市新斎場整備構想策定報告書の策定
平成 20 年 11 月 新斎場建設候補地の選定
平成 21 年 12 月 新斎場建設地の決定
平成 23 年 2 月 津市新斎場建設整備計画の策定
平成 23 年 3 月 津市新斎場整備に係る事業手法調査報告書（概要版）の策定
平成 24 年 6 月 民間事業者の募集
平成 24 年 11 月 民間事業者の選定
平成 25 年 3 月 PFI 事業契約の締結
平成 25 年 4 月～ 施設の設計
平成 25 年 7 月～ 既存施設解体
平成 25 年 9 月～ 土木工事

平成 25 年 10 月～ 建築工事

平成 26 年 9 月 設置条例の制定、指定管理者の指定

平成 26 年 12 月 施設の完成及び引渡し

平成 27 年 1 月 2 日 供用開始



現地視察：津市いつくしみの杜

【施設概要】

所在地：津市半田 3247 番地 2

建築面積：19, 300.15 m²

延べ床面積：4, 963.91 m²

建築構造：鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上 2 階建て

主要施設：（火葬場）火葬炉 12 基（うち大型炉 2 基）、告別・収骨ホール 4 室
待合室 12 室（洋室 12 室、和室 2 室）キッズルーム 2 室
授乳室 2 室、動物炉 1 基

（葬儀場）葬儀式場 2 室、遺族控室 2 室、宗教関係者 2 室

駐車場：普通車 131 台、おもいやり 6 台、マイクロバス 4 台

供用開始日：平成 27 年 1 月 2 日

平成28年度会派視察報告書

<p>1. 期 日</p>	<p>平成28年8月23日（火）～8月25日（木）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>2. 視 察 先</p>	<p>秋田県鹿角郡小坂町 秋田県北秋田市 秋田県鹿角市</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>3. 目 的</p>	<p>秋田県鹿角郡小坂町 バイオマスタウンについて 秋田県北秋田市 移住定住支援について 秋田県鹿角市 図書館行政について</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>4. 参加者氏名</p>	<p>鈴木 清貴 田口 文数</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>5. 説明内容</p>	<p>別紙資料</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

※添付できる資料がありましたら、報告書に添付してください。

平成28年度 会派視察報告書

報告内容 平成28年8月24日(水) 9:00

視察先：秋田県小坂町

参加者：鈴木清貴、田口文数

視察項目：バイオマスタウンについて

地域のバイオマス利活用方法

小坂町ではこれまで町内の生ゴミは週2回の収集を定期的に行い、隣接する鹿角市との広域行政組合による焼却処理施設で処理してきたが、平成17年度からは資源循環型社会を構築することを目的に、「土に環るものは土にかえし、土に環らないものは再資源化する」こととし、町中央地区の生ゴミは町内大規模養豚施設からの家畜排せつ物を堆肥化している処理施設に組み入れ、生ゴミの収集・肥料化を推進していく予定である。

また、当町内では水田454haのうち147haが生産調整されているが、その中で自己保全や牧草作付となっている84haについては、実質未活用状態にある。これらの遊休農地等の有効利用が当町農政の大きな課題であり、本構想では地形及び排水性等の条件を考慮し、菜の花栽培の作付目標面積を30haとして、a)遊休農地等の有効活用、b)農家の所得向上と「やる気」の創出、c)農地・環境の保全等を目的に、資源作物である菜の花を作付けし、農作業機械に必要なエネルギーの地域内循環等自己完結型のバイオマスの利活用による域内農業の活性化を図る。

生ごみの堆肥化について

生ゴミの収集	<一般家庭&事業所>・・・町中央部31地区(世帯数1,500戸4,000人)150カ所から専用バケツで週2回収集 <公共施設>・・・生分解性プラスチック袋にて週6日回収
2. 生ゴミの運搬	分別された生ゴミを収集車により堆肥化施設へ運搬
3. 生ゴミの堆肥化	畜糞堆肥との混合発酵により堆肥化
4. 肥料の活用	資源作物用肥料及び町営農園で活用
5. その他	農村地区はコンポスター(1/3を補助)による堆肥化(自家処理)

資源作物利活用について

休農地等への 菜の花作付 & 菜種収穫	景観作物として奨励されている菜の花を遊休農地等において作付する搾油した菜の花油を健康食品として普及しながら、菜種粕を町営農園及び家庭用園芸肥料として利活用を拡大し一般家庭に普及
2. 廃食油の回収 & 燃料化	平成14年から継続している廃食油の回収システムを拡大し、燃料化したBDFを農耕用機械に活用するなど、バイオマス資源の利活用を通じた環境に優しい農業の構築を図る。

○都市採土

1、生ごみ回収

小坂町では、これまで焼却処理施設で処理していた町内の生ごみの内、町中央地区から出る生ごみについては、家畜排泄物を堆肥化している処理施設（ポークランドグループ）に集め、生ごみの肥料化を図り、再資源化しています。また、農村地区から出る生ごみについては、コンポスターによる自家処理として堆肥化を図ることで、町全体で資源循環型社会の構築に努めています。

※人口の 2/3 を占める町中央部（全 31 地区）の一般家庭と事業所から出る生ごみについては、150 カ所の収集所で、週 2 回、専用バケツによる収集を行います。

また、公共施設の生ごみについては、生分解性プラスチック袋に入れたものを、同じく週 2 回の頻度で回収しています。

2、堆肥化

ポークランドグループに集められた生ごみは、ここで堆肥化されます。集められた生ごみを専用レーンに投入し、隣接する大型養豚施設から排出させる豚糞で生産された堆肥と混合し発酵処理を行い、約 25 日かけて堆肥化します。1 t の生ごみから、約 100kg のミネラル分豊富な完熟堆肥が生産されます。日量 60t の糞尿処理能力を持つ施設です。

※ポークランドグループで食肉用に育てられている SPF（豚特有の病原菌をもっていない）豚（年間約 11 万頭出荷）から排出される糞尿を、BMW 技術を活用して、尿を生物活性水・糞を完熟堆肥することで、資源循環型農場を実践しています。

3、肥料化の活用

生ごみを再資源化した堆肥は、将来、資源作物用や農園での使用を目指してい

ます。現在は、住民などに無料で還元され、環境保全の意識を高めるために役立てられています。「土に還るものは土にかえす」という理念の確立を図り、食の安全・安心にも貢献していきます。

小坂町では生ごみも資源と捉え、“収集”から“回収”へと意識を高めています。

※小坂町では、町営体験農園において、未来を担う子供たちに、作物の収穫体験などを通して、「食の安全・安心」その大切さを実感してもらう体験授業を実施しています。

また、バイオマスの利活用にも積極的に取り組んでいます。

【生物活性水と BM 堆肥】

BMW 技術とは、B=バクテリア、M=ミネラル、W=ウォーターの略です。土の中のバクテリアと石のミネラルを利用して汚水を浄化する技術のことで、自然浄化作用という、自然に備わるリサイクルの力を利用したものです。ポークランドグループではこの技術を活用し、豚の糞尿から生物活性水や完熟堆肥を生産しています。

※製品は販売され、菜の花栽培やブドウ栽培に使用する農家が増え始めています。こうした形で、「資源循環型」「地域循環型」農業が形成され始めています。

【菜の花の資源循環】

①作付➡②搾油➡③商品化➡④廃油回収➡⑤BDF 製造➡⑥BDF 利用
都市油田 in KOSAKA

一面の菜の花から、小板の自然の恵を受けた菜種油「菜々の油」を作り、販売しています。その廃油を回収して BDF (バイオディーゼル燃料) を精製し、町の公用車の燃料としてリサイクルしています。将来は、農作業用機械の代替燃料としての普及も検討しています。

この燃料は、カーボンニュートラルといわれるもので、二酸化炭素の増減に影響を与えないものとして、温暖化対策に有効とされています。

○菜の花の資源循環

1、作付

小坂町は、キザキノナタネを奨励品種として作付けしています。この品種は、遺伝子組み換えがなく、体感雪性に富んでおり、北東北での栽培に適したものとして、(独)東北農業研究センター(盛岡市)で開発されたものです。

小坂町では、8月末から9月上旬にかけて種を蒔き、翌年の5月成就ころから開花を待ちます。

※菜の花は、水はけさえ良ければ、栽培には比較的手間がかからず、高齢の農家の方々にも負担なく栽培ができます。また、10a 当たり約 200kg の菜種の収穫が見込め、農家の所得向上が可能です。菜の花の連作障害を防ぎ、所得安定を目指すために、ヒマワリやソバなどの作付も検討されています。

2、搾油

町内の菜の花は、7月下旬から収穫が始まります。収穫された菜種は、小坂町営体験農園内にある株式会社エコサカに集められ、搾油から瓶詰めまで、一貫した製品化を行っています。

100kg の菜種からは 30kg の油が絞れます。現在（平成 21 年）、エコサカでは 100ℓの油の生産が可能です。

※近年、食の安全に対する消費者の目は大変に厳しいものとなっています。株式会社エコサカでは、この“食の安全・安心”の提供を第一に心がけ、昔ながらの搾油法と一番搾りにこだわり、100%秋田県産の菜種を使った製品づくりを推進しています。また、製品の品質を守るために 2 年を超える連作を避けた原料だけを使用しています、

3、商品化

露地栽培の菜の花～作られる「菜々の油」は、ハウス栽培の作物と異なり、大量の農薬や化学肥料、光熱の動力を使わず環境にも負担をかけません。

また、油の製造過程では一切添加物を加えず製品化しています。

さらに、”狂った油“とまでいわれ、ガンや心臓病の大きな原因となるトランス脂肪酸が、分析の結果 0.0%とまったく検出されていないことなど、食の安全・安心へのこだわりが消費増にもつながっています。

※”菜々の油”は、カラリと揚がり食後の胸焼け感が無い、酸化しにくく傷みにくいといった特徴を持っています。小坂町では、菜々の油の料理教室開催やレシピ集の配布などの広報活動を実施。また、登録商標を取得するなど販売促進に努めています。ヒマワリから搾油した“おひさまの油”の商品開発も進めます。

4、廃油回収

小坂町では、一般家庭や公共施設から出る使用済みの廃油回収を推進しています。一般家庭からの回収は町内 5カ所（平成 21 年）に設置された回収所の補充容器に集められています。エコの対する認識の高まりとともに、さらなる回収率アップを目指して、官民が一体となった努力が重ねられています。

※町では、学校を始めとする事業所については、毎週回収を実施するとともに、一般家庭から廃油回収所に集められた廃油についても、月2回まとめて回収し、現在は、小坂町役場内に設置されているBDF製造所でBDFを製造しています。円滑な廃油回収には住民の協力が成功の大きなカギとなります。

5、BDF製造

数値上では、10の廃油から10の軽油代替燃料となるBDF（バイオディーゼル燃料）が再生されます。原料となる油脂からグリセリンをエステル交換により取り除いて化学処理を行い、BDFを製造します。この燃料を使うことで発生するCO₂は、菜の花の成長過程で光合成により吸収されたCO₂と同量とみなされ、大気中のCO₂増減はなく、環境負荷低減に貢献しています。

※明治の洋館が建ち並ぶ“明治の散歩道”を、BDF燃料で走る公用車が1台。小坂町は、町のBDFロゴマークを作成し、広報活動に取り組んでいます。

6、BDF利用

現在小坂町では、BDF燃料の実証試験を兼ねて、町公用車などに活用しながら住民への普及を図り、併せて町の取組を広くPRしております。将来は、町内の300haに及ぶ全水田稲作に必要な農業機械用軽油の約半分に相当する代替燃料をまかなうことを計画しています。これにより、地域内循環のエネルギー自己完結を目指しています。

※小坂町の水田454haのうち、147haが調整水田となっており、そのうち84ha（平成17年）が休耕田で、農業生産がおこなわれていません。小坂町は、バイオマス構想の柱として休耕田の有効活用を目指し、菜の花の作付け・栽培の奨励により「農のエネルギーは大地から」を実践し、環境保全を推進しています。



視察先：秋田県北秋田市
参加者：鈴木清貴、田口文数
視察項目：移住定住支援について

説明者：総務部総合政策課

現在、ふるさと回帰や田園回帰といったフレーズとともに、全国で地方への移住がマスコミ等で大きく取り上げられ、社会現象化しています。各自治体では、地元はどうしたら目を向けてもらえるか工夫した取り組みが進められており、本市でも平成 26 年 3 月に「北秋田市定住促進基本方針」を策定し、移住・定住に係る対策を展開しています。

少子高齢化が叫ばれて久しく、人口減少が地域の活力を生み出すための阻害要因となっているため、その抑制が大きな課題となっています。

市の人口は、ピーク時の昭和 30 年の 67,214 人から減少の一途をたどり、平成 17 年には 40,049 人、平成 22 年には 36,387 人と 5 年間で 3,662 人減少し、年当たり換算すると 732 人減少したことになります。また、出生よりも亡くなる方の数が上回る自然減が加速しているなど、統計上も子どもを産み育てる世代が著しく減少していることが顕在化しています。

このため、進学や就職等で一度市外に出た地元出身者や、首都圏など大都市出身の地方移住に関心のある若者に対して移住支援や移住後の手厚い子育て支援等を通じ、特に子育て世代の定住をサポートし、人口減少及び少子化の抑制と労働力の確保につなげたいと考えています。

1、移住者住宅支援事業

住民登録の前後 1 年以内に住宅を取得した方に対し、取得費用の 2/10（最大 65 万円まで）を助成する「移住者住宅購入費等助成金制度」を実施しています。

実績：0 件（問い合わせは数件あり）

2、空き家バンク制度

市内の空き家の利活用促進を図るため、「空き家バンク制度」を実施しています。移住を希望される方に限らず市内在住の方でも空き家で暮らしたい、中古物件を購入したいという方に対し、貸し手と借り手、売り手と買い手をマッチン

グする仕組みで、現在4件の登録があり、市のホームページで公開しています。

○登録状況

提供希望物件：9件（平成27年4月～平成28年7月末日合計）

契約物件：2件（買い手、借り手が見つかった物件）

利用希望者：7名

3、住宅リフォーム支援事業

北秋田市では、市内経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の質の向上と、環境への配慮、住宅耐震化、バリアフリー、屋根の克雪対策等に有効な工事を支援するため、市内業者を活用して住宅をリフォームされる方に補助金を交付します。

4、市営住宅事業

住宅は、市民の自助努力により確保することが前提ですが、高齢社会の進展や社会経済情勢の変化及び地域的事情で市場での住宅を適切に確保できない市民が存在します。

北秋田市の市営住宅数は、32団地279棟578戸（平成28年3月末日現在）となっており、ストックの約2割が耐用年数を超えるため、改修等が必要になっています。

そこで、「北秋田市公営住宅等長寿命化計画」を基に、安全で快適な住まいを長きに亘って確保するため財政事情を考慮しながら、建築年数の古い市営住宅から世帯構成も勘案した建替え事業を推進するとともに、耐用年数に満たない市営住宅については、維持保全のための工事や高齢化対応等の個別改修を実施し、市営住宅ストックの長寿命化を図り、将来の人口減少等を見据えた必要量を算定し、廃止も行いながら、適切な市営住宅の供給に努めます。

平成27年度事業 建設40戸（鉄筋コンクリート4階建1棟）
解体60戸（簡易耐火構造2階10棟）

平成28年度事業 建設8戸（木造平屋建2棟）
解体12戸（簡易耐火構造2階6戸建2棟）
改修28戸 バリヤー化
（簡易耐震構造2かい戸建4棟24戸）
（木造平屋1戸建4戸）

北秋田市の移住定住の取り組み

奨学金返還支援助成金制度

高校や大学等の進学に際し奨学金を活用した45歳未満の方が、卒業やU・I・Jターンにより本市へ5年を前提に、転居又は引き続き当市に居住し通勤圏内で就業した場合、奨学金の返還額に対して助成する「奨学金返還支援助成金制度」を実施しています。交付決定から最大60か月分を交付し、若者の北秋田暮らしを応援しています

就業支援 起業支援助成金制度

優れたビジネスプランで起業する企業等（方）の①事業拠点費（事務所の設備費等）＋広告宣伝費、②人件費（雇用した場合）に対し、①と②それぞれ1/4（上限37.5万円を助成する「起業支援助成金制度」）を実施しています。

資格取得支援助成金制度

就業する上で有益となる資格を取得した方（学生を含む）、従業員の資格取得費用を負担した事業主の方に対し、取得経費の一部を助成する「資格取得支援助成金制度」を実施しています。助成金の交付は同一人物1人につき同一年度1回とし、経費の1/2（10万円上限）を助成します。

空き店舗利活用促進事業制度

中心市街地の空き店舗を活用し、新たに「卸売業・小売業・サービス業」、「多目的ホール・休憩所・リサイクルコーナー等」、「芸術文化ギャラリー・消費者情報センター・レクリエーションルーム等」を営まれる方に対し、空き店舗の家賃を助成する「空き店舗利活用促進事業」を実施しています。月額補助限度額を4万円とし、家賃の1/2以内又は賃貸した店舗面積（㎡）×2千円のいずれか低い金額を最大24か月助成します。

新規就農支援

新たに就農を希望される方に対し、秋田県や秋田県農業公社が実施する就農支援策と連携して取り組んでいます。農業者研修（就農準備基礎講座）、担い手育成研修（インターネットアグリスクール、就農準備研修）、実践研修（未来農業のフロンティア育成研修、地域で学べ！農業技術研修）と段階別に新規就農者の応援をしています。

北秋田市お試し移住体験

移住対策の一つとして企画していました秋田の魅力発見「北秋田市お試し移住体験－真冬の暮らし体験－」に1名の応募があり、2月5日～7日の2泊3日の日程で実施することになりました。

今回応募された方は、1月17日に東京ビッグサイトを会場に開催された「移住・交流&地域おこしフェア」の北秋田市の相談ブースに来場していただいた経緯があり、長野県でユースホステルの事業を引き継ぐ予定がなくなったため、夏場涼しいところで宿泊業を行いたいと適地を探しておられるということです。



報告内容 平成 28 年 8 月 25 日(水) 10:00

視察先：秋田県鹿角市
参加者：鈴木清貴、田口文数
視察項目：図書館行政について
視察場所：鹿角市文化の杜交流館コモッセ
説明者：生涯学習課長
生涯学習課 社会教育班副主幹

立山文庫継承 十和田図書館

沿革

大正 2 年 11 月 立山第四郎氏、私立「立山文庫」開設
昭和 21 年 4 月 同文庫寄贈により「立山文庫継承毛馬内町立図書館」発足
昭和 30 年 4 月 「立山文庫継承町立十和田図書館」へ改称
昭和 47 年 4 月 鹿角市発足により「鹿角市立立山文庫継承十和田図書館」へ
昭和 62 年 12 月 現在地へ移転

特徴

昭和 33 年に十和田町役場として建設され、その後昭和 62 年より十和田の人々に馴染みある建物として「鹿角市立立山文庫継承十和田図書館」に転用されました。郷土の産業と教育に長年貢献してきた立山第四郎氏の蔵書を譲り受けた歴史と由緒ある図書館です。立山氏の功績を称え、胸像を正面玄関に設置しています。館内では立山文庫や郷土資料のほか、大湯小学校校長を務めた米田博氏が長年にわたって収集した図書や植物標本、写真などを保管している「みどりの文庫」も設置してあります。

また、全国的にも少なくなった移動図書館車が週に 4 日鹿角市内を巡回しており、市の施設や介護施設などにも図書を毎月お届けしています。さらに、十和田小学校、中学校、高校がすぐ近くにあることから、各校と連携して、職業体験の受入や学校への資料提供、レファレンスサービスにも力を入れています。現在の蔵書数は約 77,000 冊になっています。

花輪図書館

沿革

花輪図書館は大正 12 年に「秋田県立図書館花輪分館」として発足し、その後昭和 7 年、同館の廃止に伴ってすべての図書を花輪町立図書館へ移譲したところからはじまります。途中太平洋戦争激化のため、自然休館となり蔵書数が半減するものの、昭和 28 年図書館運営協議会が 15 人の委嘱で発足し、図書館協力体制が敷かれました以後、読書サークルや青年会、婦人会の団体貸出文庫活動や講演会、映画ロケの誘致や青少年の作文コンクール活動等が活発に行われるようになりました。

また、昭和 32 年には図書館法に基づき図書館設置条例を改正し町民（高校生以上）に無料貸出も開始されました。その後、昭和 47 年に町村合併で「鹿角市立花輪図書館」が誕生し、蔵書冊数は約 18,000 冊を超えました。

特徴

平成 27 年 4 月 16 日より鹿角市文化の杜交流館コモッセに移動及び新装開館し、図書館資料の充実を図るとともに、生涯学習、郷土学習事業の実施、幼児・児童の読書活動推進に努めています。図書館の整備拡充、図書館機能の向上と利用を促進し、市民の多様な要望に応えられるよう「つどう ふれあう にぎわう」図書館づくりを理念として掲げています。現在の蔵書数は約 75,000 冊となっています。

○鹿角市立図書館の基本方針

すべての市民が親しみやすく利用できる図書館サービスを心がけ、地域に密着した情報の拠点として、市民が求める「知識」や「情報」を得るために、資料の収集・蓄積・提供に努めます。また、生涯学習の中核として、「つどい」「ふれあい」「にぎわい」の創出に貢献します。

- ①地域文化の継承と産業育成の支援
- ②レファレンスサービスの充実
- ③子どもたちの読書環境の充実
- ④図書館サービスの向上

○市直営から指定管理へ

市直営・サービスの平均化。行政的な発想しか出てこない新しい事業を興しにくい。

指定管理・行政的発想に捕われない柔軟な発想により新しいサービスや事業を興しやすい。

○指定管理までの流れ

- ・平成 26 年 10 月 1 日 鹿角市立図書館の指定管理を募集（鹿角市告示第 74 号）
- ・平成 26 年 10 月 9 日 鹿角市立図書館の指定管理者募集現地説明会
- ・平成 27 年 1 月 5 日 鹿角市立図書館の指定管理者として株式会社リブネットを指定（平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで 鹿角市告示第 3 号）
- ・平成 27 年 4 月 1 日 鹿角市立図書館を市直営から指定管理へ
- ・平成 27 年 4 月 16 日 文化の杜交流館「コモッセ」オープン&花輪図書館オープン

○さまざまな取り組み

- ・子ども達を対象に：ぬいぐるみお泊まり会、かるた大会
- ・小学校との連携：小学校の図書委員を対象にした司書講座
- ・働き世代を対象に：夜の図書館 よるとしよ「落語とラップとライブラリ」
- ・地域の課題解決の手助けに：図書館いきいき講座 生活習慣病予防
- ・複合施設の強みを生かして：読書感想画展示
- ・あまり活用されていなかった部屋の再活用
- ・市内のイベントに参加：かづの子フェア キッズフェスティバル
- ・学校との連携：十和田高等学校ボランティア部による「楽しい図書館」
- ・ラインスタンプの販売



平成 28 年 4 月 16 日より発売開始！

はなわんこ&トワダック

秋田県鹿角市立図書館のキャラクター、はなわんこ&トワダックのほんわか系スタンプです。

文化の杜交流館「コモッセ」は、鹿角市の中心市街地の拠点施設と位置づけており、施設の活用を通して、本市の芸術文化振興や学習環境の充実、さらには子どもから高齢者まで世代を超えた多様な交流活動を通じて、まちなかの賑わいを創出することを目的として建設されました。

名称	鹿角市文化の杜交流館
愛称	コモッセ
所在地	鹿角市花輪字八正寺 13
敷地面積	14,583.98 m ²
延床面積	7,172.29 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
規模	地上 2 階建(一部 3 階建)
設計者	株式会社佐藤総合計画東北事務所
施工者	鹿島・田中・奥村・柳沢共同企業体
工事期間	平成 25 年 2 月 28 日～平成 27 年 3 月 20 日
規模	地上 2 階建(一部 3 階建)
駐車場	一般車両 191 台(うち身障者用 4 台)、大型バス 1 台、駐輪場 60 台

文化ホール

壁や床には秋田スギなどをふんだんに用い、木のぬくもりにつつまれた空間は、音の響きのよいホールを生み出しました。

客席はゆったりとした間隔で、遮るものは何もない千鳥配置により、ダイレクトに舞台の感動をつたえ、そこに集う観客が舞台と同じ時間と場所を共有することができる劇場です。

歴史と伝統に培われた文化の継承、新たな芸術文化の創造への挑戦、自由に学び自らを高める活動などを支援します。

花輪文化センター

ふれあいのある心豊かな地域社会を実現するため、地域住民・団体と連携・協力して、地域課題に対応した学習機会の充実に努めるとともに、地域における住民の交流及び自発的な地域づくり活動の拠点となる市民センター活動を展開します。

子ども未来センター

子育て家庭に対する支援活動の企画・調整・実施、子育てサークル等への支援、地域の子育て家庭の育児の支援など、地域全体で子育てを支援する基盤を形づくるとともに、子育て家庭における多様な託児ニーズに対応し、仕事と育児の両立を支えながら、子どもを育てながら安心して働くことができる環境づくりを支援します。



平成28年度会派視察報告書

1. 期 日	平成28年11月21日(月)～11月22日(火) _____ _____ _____
2. 視 察 先	東京都永田町 _____ _____ _____
3. 目 的	国土交通省 中部地方の道路情勢について 文部科学省 小中一貫教育の現状と今後について 経済産業省 中心市街地活性化政策について _____ _____
4. 参加者氏名	鈴木 清貴 田口 文数 _____ _____ _____ _____
5. 説明内容	別紙資料 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

※添付できる資料がありましたら、報告書に添付してください。

平成28年度 会派視察報告書

報告内容 平成28年11月21日(月)～11月22日(火)

視察先：東京都永田町 衆議院第2会館

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：国土交通省（中部地方の道路情勢について）

説明者：国土交通省道路局 企画課 道路経済調査室長

道路行政を取り巻く最近の情勢について

1、平成29年度 要求概要について

平成29年度道路関係予算概算要求総括表

(単位：億円)

事 項	事業費	対前年度比	国 費	対前年度比
直 轄 事 業	18,236	1.17	18,236	1.17
改 築 そ の 他	13,169	1.17	13,169	1.17
維 持 修 繕	3,866	1.21	3,866	1.21
諸 費 等	1,201	1.01	1,201	1.01
補 助 事 業	1,426	1.13	873	1.16
地 域 高 規 格 道 路 等	995	1.14	565	1.15
I C ア ク セ ス 道 路	164	1.29	90	1.29
大 規 模 修 繕 ・ 更 新	89	1.00	45	1.00
除 雪	156	1.00	104	1.00
補 助 率 差 額 等	22	1.00	68	1.57
有 料 道 路 事 業 等	23,777	1.14	207	0.82
合 計	43,439	1.15	19,316	1.16

※上記には、「優先課題推進枠」に係る計数（国費4,270億円）を含む

合 計	39,170	1.04	15,046	0.90
-----	--------	------	--------	------

※この他に、社会資本整備総合交付金（国費10,549億円 [対前年度比1.17]）、防災・安全交付金（国費12,927億円 [対前年度比1.17]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業（国費2,400億円 [対前年度比1.01]）がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金（国費1,100億円 [対前年度比1.04]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

2、国民の安全・安心の確保

(1) 道路の老朽化対策の取り組み状況

①道路インフラの現状

全橋梁約 73 万橋のうち約 53 万橋が市町村管理

市町村管理橋梁は平成 26 年度からの累計で

- ・点検実施率は約 26%と低い
- ・点検の結果、約 8 万橋で修繕が必要

地方公共団体管理橋梁で通行規制等が増加(平成 27 年 2,357 橋)

- ・老朽化対策の課題

老朽化対策に必要な安定的な予算の確保

町の約 3 割、村の約 6 割で橋梁管理に携わる技術者が存在しない

②支援策の充実

○道路メンテナンス会議を活用し、点検・修繕等が計画的に実施されるよう必要な支援を実施

○「事後保全」から「予防保全」への転換により、長期的な修繕コストを抑制

○修繕・更新費用の安定的な確保に向け、道路全体の中長期の修繕・更新費用を推計

○長寿命化を目指し適正な修繕を実施する地方公共団体に対し、重点的に支援

○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁、跨線橋等の点検を最優先で実施。特に跨線橋は、維持修繕方法を予め道路管理者と鉄道事業者で協議する仕組みを構築

○利用状況等を踏まえ、必要に応じて橋梁等の集約化・撤去について検討

(2) 道路の防災、震災対策

○大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の強化を図るとともに、道路啓開計画の深化を図ります。

○大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、のり面等の防災対策を推進します。

○大雪時の車両の立ち往生を防止又は軽減するための除雪体制を強化します

(3) 無電柱化の推進

○道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、無電柱化を推進します。

○無電柱化を推進する計画を国や地域で策定

○緊急輸送道路を対象に、電柱の新設を禁止する措置、固定資産税の特例措置

及び防災・安全交付金による重点的な支援等を実施

- 道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、PFI 手法の活用等による既存の地中管路をより活用するための仕組みを構築
- 低コスト手法の導入へ向けたモデル施工等の実施や普及促進のためのマニュアルを作成

(4) 交通安全対策

- ビッグデータを活用した科学的な交通安全対策の実施により、通過交通の排除や車両速度の抑制を図り、生活道路を歩行者自転車中心の空間へ転換します。

(5) 高速道路の暫定 2 車線区間の状況

- 死亡事故率の高い暫定 2 車線区間における対策や、2 日に 1 回の割合で発生する逆走への対策をはじめとして、高速道路の総合的な安全対策に取り組みます。

<背景／データ>

- ・ 全国の高速道路の約 3 割が暫定 2 車線
- ・ 高速道路の暫定 2 車線区間では、一度事故が発生すると重大事故となる（死亡事故率※ 4 車線以上：0.16、暫定 2 車線：0.30）
- ※高速自動車国道(有料)(平成 25 年)

3、生産性向上による成長力の強化

(1) 圏央道の整備によるストック効果の発現

- 生産性の高い物流ネットワークを構築するため、三大都市圏環状道路等の整備を推進するとともに、トラック輸送と空港・港湾等との輸送モード間の接続（物流モーダルコネクト）を強化します。

<背景／データ>

- ・ 平成 27 年 3 月 7 日の中央環状品川線開通後、都心の交通量 5%減で渋滞が 5 割減少
- ・ 圏央道沿線の工場立地面積の新規増加は 20 年前の約 6 倍※
 - ※新規工場立地面積(1 年あたり) 平成 6 年 15ha → 平成 26 年 85ha
- ・ 高速道路 IC から 10 分以内でアクセス可能な空港は約 4 割、港湾 は約 2 割
- ・ 通行許可に要する期間を短縮し、物流を効率化する大型車誘導区間を約 34,900km 指定(平成 28 年 4 月 1 日)

(2) 京都北中部における経済活性化

- 舞鶴若狭自動車道・京都縦貫自動車道や京都舞鶴港の整備に伴い、京都北中部の工場立地件数が増加
- 物流ネットワークの強化により、京都舞鶴港の取扱物流量が557万トン(S63)から1,108トン(H25)に倍増

物流網の改善

- 高速道路網 190 km開通
- 舞鶴港【国際物流ターミナル新設】

(3) 高規格道路の沿道に世界的企業が進出・地元から大量雇用

【日本海沿岸東北自動車道】

- 世界へつながるインフラ整備 — 高速道路が呼び込む企業と雇用

道路整備を見直し、新潟県村上市に航空内装品の世界トップメーカーが進出
((株)新潟ジャムコ)



道路ネットワークや港湾を活かした生産性の効率化で事業規模を順次拡大



地元中心に大量雇用

H24 300名 → H27 550名 (+250名)

4、地域の活性化と豊かな暮らしの実現

(1) スマートIC・高速道路の休憩施設の活用による拠点の形成

- 高速道路等の沿道において、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成を支援

<背景／データ>

- ・我が国の高速道路のIC間隔は平均約10kmで、欧米諸国の平地部における無料の高速道路の2倍程度アメリカ：5km、ドイツ：7km、イギリス：4km 日本：10km ・スマートICは全国で85箇所開通、73箇所事業中(平成28年9月時点)

- スマートICの整備にあたっては、積極的に設置を推進し、必要性が確認出来た箇所については、準備段階調査を実施
- 高速道路に隣接している主要施設へのアクセスを強化するための、民間施設への直結を含めた、新たなルールを整理

[対象施設]

- ・高次医療施設・大規模商業施設・工業団地・空港・物流施設・港湾 等
- 港湾・空港・IC等の整備や工業団地の造成等の民間投資と連携して行われるアクセス道路の整備等への重点的な支援

(2) 高速道路の休憩施設の活用

<背景／データ>

- ・高速道路利用者だけの使用を前提とした「高速道路の休憩施設」は、近年、ウェルカムゲートやハイウェイオアシス等により、沿道地域からの利用も可能に SA・PA：866箇所ウェルカムゲート：250箇所ハイウェイオアシス：23箇所（それぞれ平成28年7月末）

- 高速道路の休憩施設の活用について、関係機関(地方整備局、高速道路会社等)が連携の上、その進捗状況に応じた支援を実施

(3) 「道の駅」を活用した高速道路の休憩サービスの充実

<背景／データ>

- ・無料の高速道路は、今後、整備が急速に進展していくが、休憩施設はほとんどなく、休憩サービスの提供が必要無料の高速道路 現在：1,964km → 今後：約3,300km(平成28年7月)(事業中区間整備後)

- 「道の駅」の施策を活用するなど地域と連携して、休憩サービスの提供を実施
- IC近傍の「道の駅」は、高速道路から案内し、休憩施設として活用
- 有料区間においては、一時退出の実験を実施し、取組を推進

(4) 地方創生を支援する「道の駅」の取組を推進

<背景／データ>

- ・平成5年の制度創設以来、1,093箇所
全国モデル「道の駅」6箇所(平成26年度選定)
重点「道の駅」73箇所(平成26、27年度選定)
- 地方創生に資する地産地消の促進及び小さな拠点の形成等を目指した、先駆的な取組等を行う「道の駅」を重点支援
- 「道の駅」の質的向上に向けた取組として、全国各地の「道の駅」の模範となる特定テーマ型モデル「道の駅」を選定
- 「道の駅」において、観光情報の提供や道路情報の充実等により、利用者サービス面

の向上を図る

中部地方の道路整備と効果

1、中部地方の道路整備状況

○中部地方整備局内の主な道路事業

- ・中部地方整備局管内の高規格幹線道路は約 1,700 km
- ・このうち約 1,300 kmが開通済（80%）、約 200 kmが事業中（14%）

○国道 475 号東海環状自動車道

- ・名古屋圏の環状道路を形成する約 160 kmの高規格道路
- ・早期開通に向け、全区間で用地買収及び橋梁工事、トンネル工事を推進中

○近畿自動車伊勢線、名古屋環状 2 号線（名古屋西～飛島）

- ・名古屋環状 2 号線の一部を形成する約 12 kmの高速自動車国道
- ・早期開通に向け、橋梁工事を推進中

○国道 158 号線 中部縦貫自動車道（高山清見道路）

- ・中部縦貫自動車道は、長野県松本市から、高山市・郡上市等を経て、福井市に至る約 160 kmの高規格幹線道路
- ・早期開通に向け、全区間で用地買収及び橋梁工事、トンネル工事を推進中

○国道 247 号 西知多道路

- ・中部国際空港へのアクセス性確保を目的に計画された地域高規格道路
- ・早期工事着手に向け、測量、道路設計を推進中

○岐阜県内の「道の駅」

- ・住民サービス部門 モデル「道の駅」桜の郷荘川
- ・重点「道の駅」明宝（磨墨の里公園）
- ・重点「道の駅」飛騨金山ぬく森の里温泉
（岐阜県内 55 箇所、中部地整内 126 箇所）

○岐阜県内のスマートインターチェンジ

- ・ひるがの高原スマート IC（H21 本格運用開始）
- ・（仮称）養老 SA スマート IC 事業中、・（仮称）海津スマート IC 事業中

- ・（仮称）安ハスマート IC 事業中、・（仮称）岐阜三輪スマート IC 事業中
- ・五斗蒔スマート IC（H25 開通）・（仮称）神坂スマート IC 準備段階調査中

○国道 19 号 瑞浪恵那道路

- ・交通混雑の緩和・沿線の地域開発支援等を目的に計画された道路
- ・沿線には、リニア関連工場が立地するなど民間投資の促進に期待
瑞浪～恵那武並 8.2 km H27 事業化（地質調査、道路設計）

○濃飛横断自動車道、東濃東部都市間連絡道

- ・リニア岐阜県駅へのアクセス道路となる濃飛横断自動車道の中津川工区及び市道東濃東部都市間連絡道路を平成 28 年度新規事業化
濃飛横断自動車道、中津川工区（延長 5.0 km）
東濃東部都市間連絡道路（延長 4.8 km）

○東濃西部都市間連絡道路（県道肥田下石線）

- ・多治見市、土岐市、瑞浪市の外環状道路を形成し、東濃西部地域の連携強化を図る道路
東濃西部都市間連絡道路（延長 20 km）

2、道路整備によるストック効果

○ストック効果（五斗蒔スマート IC（東海環状自動車道）：企業進出を促進）

- ・五斗蒔スマート IC が位置する土岐市では、製造品出荷額が増加傾向で推移
- ・五斗蒔スマート IC の整備により、近接する工業団地では全区間が完売し、土岐アクアシルヴァの所在する泉地区の製造出荷額等が約 1.6 倍に増加するなど、地域活性化に寄与
- ・沿線の工業団地に約 130 企業が進出、約 3 万人の雇用を創出

○ストック効果（東濃地域の道路網整備による観光入込客数の増加）

- ・東濃地域の観光入込数は、東海環状自動車道（東回り）開通後に大きく増加
- ・また、近年においても、新たな観光施設が立地しており、観光需要の増加が見込まれる
- ・今後の東濃地域の道路網整備により、さらなる観光産業の活性化に期待
岐阜県内における東濃地域の観光入込客数割合
H16 年 13% ⇒ H26 年 24% 土岐市の入込客数 H26 年県内 1 位

報告内容 平成28年11月22日(火)

視察先：東京都永田町 衆議院第2会館B1第7会議室

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：文部科学省（小中一貫教育の現状と今後について）

説明者：文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室
専門官（併）義務教育改革係長 鞠子 雄志様

定義

「小中連携」

小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

「小中一貫教育」

小中連携のうち、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

1、小中一貫教育が求められる背景・理由

〈検討の経緯〉

平成26年7月 教育再生実行会議 第5次提言『今後の学制等の在り方について』

12月 中央教育審議会答申

『子どもの発達や学習者の意欲・能力に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』

①義務教育の目的・目標規定

教育基本法（平成18年全面改正） 義務教育の目的

第5条第2項

義務教育として行われる普通教育は、各個人が有する能力を伸ばしつつ社会において自律的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要にされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

学校教育法（平成19年改正） 義務教育の目標

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第

120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

小学校の目的・目標

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

中学校の目的・目標

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

②教育の質・量

近年の教育内容や学習活動の質的・量的充実

○平成20年学習指導要領改訂における教育の質・量の充実

- ・小学校高学年への外国語導入
- ・理数教育の一層の充実
- ・思考力・判断力・表現力の育成の推進

○現行学習指導要領における授業時間数

小学校

旧指導要領：5,367⇒現行指導要領：5,645 +約300時間

中学校

旧指導要領：2,940⇒現行指導要領：3,045 +約100時間

小・中学校の教員が連携した、小学校高等学年での専門的指導や、児童生徒とのつまずきやすい学習への長期的視点に立ったきめ細かな指導に取り組むことが求められる

③発達の早期化

男児の身長平均値ピークの若年化

昭和23年と平成25年との間の変化を比較すると、身長の伸びの大きい時期が早まっている。(14～15歳⇒12～13歳)

女児の体重平均値ピークの若年化
昭和 23 年と平成 25 年との変化を比較すると、体重の伸びの大きい時期が早まっている。(12~15 歳⇒11~12 歳)

日本女児の初潮年齢の推移
性的成熟は昭和の初めと比べて、1,980 年代までに約 2 歳早くなっている。
栄養や情報刺激が重要であると言われている。

④中一ギャップ

学年別の「いじめ」の認知件数
小 6 : 18,480 ⇒ 中 1 : 27,362 約 1.5 倍

学年別の「不登校」児童生徒の数
小 6 : 8,010 ⇒ 中 1 : 22,390 約 2.8 倍

学年別の「暴力行為」加害児童生徒の数
小 6 : 3,430 ⇒ 中 1 : 11,395 約 3.3 倍

授業の理解度でのギャップ 学校の授業がどのくらいわかりますか
よくわかる 小 6 : 24.1 ⇒ 中 1 : 12.4 -12 ポイント

学校に対する好感のギャップ 学校が好きだ
そう思う 小 5 : 54.0 ⇒ 中 2 : 39.6 -14.4 ポイント

勉強に対する好感のギャップ 勉強が好きかどうか (算数・数学)
小 6 : とても好き 25.8 まあ好き 41.6
↓ 9.2 ポイント減少
中 1 : とても好き 20.4 まあ好き 37.8

学年別の学習上の悩み
上手な勉強のやり方がわからない 小 6 : 41.8⇒ 中 1 : 56.5 +14.7 ポイント
やる気が起きない 小 6 : 41.8⇒ 中 1 : 55.5 +13.7 ポイント
勉強が計画通りに進まない 小 6 : 27.2⇒ 中 1 : 43.9 +16.7 ポイント

「小学校」の教育と「中学校」の教育との違い

小学校

- 学級担任制
- きめ細かく指導・グループ学習
- 単元テスト重視、意欲・関心・態度の重視
- 緩やかな生徒指導
- 部活動なし



ギャップの存在

中学校

- 教科担任制
- 板書が多い、スピードが速い、教師主導型
- 定期考査重視、知識技能重視
- より厳しい生徒指導
- 部活動あり
- 他の小学校からの進学者との新たな人間関係

⑤社会性育成

世帯別の家族構成割合の変化

三世帯世帯は、昭和 61 年には 15.3 であったが、平成 24 年には 7.6 となる

共働き世帯数の推移

共働き世帯は、昭和 55 年では 614 であったが、平成 25 年には 1,065 に上昇

母子・父子世帯の推移

母子世帯は、平成元年 554 であったが、平成 24 年には 703 に上昇

ひとり親世帯は、平成元年 654 であったが、平成 24 年には 724 に上昇

小中一貫教育の取組状況

小中一貫教育の取組は全国的に広がっている

- 実施件数 1130件（小学校2284校、中学校1140校）
- 実施市町村 211市町村（全市町村の約12%）
- 積極的に推進している県 4県
- 積極的な検討・注視している県 3県+33県

先行事例 1 広島県呉市における取組

ねらい

- (1) 義務教育 9 年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成。
- (2) 中一ギャップの解消と自尊感情の向上。

取組概要

- 市内の全 26 中学校（施設分離型 22 中学校区、施設一体型 4 中学校）でこれまでの制度の範囲内で、9 年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施

成果

- 不登校の数が取組の導入後、減少
- 児童生徒の自尊感情及び学力の向上

先行事例 2 東京都品川区における取組

ねらい

- (1) 中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を実現し、9 年間継続した系統的な学習に取り組む。
- (2) 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによりストレスを解消する。幅広い年齢の児童生徒との学校生活を共にすることにより、多様な人間関係を形成する。

取組概要

- 区内の全学校区（施設一体型 6 校、施設分離型 9 中学校・31 小学校）で、実施
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9 年間の系統的な学習を実施

成果

- 国・と・品川区が実施する学力調査において全国平均を上回った学校数が増加するなど学力が向上
- 小中一貫教育実施によって不登校生徒の出現率が全校平均を下回る水準で推移

先行事例 3 東京都三鷹市における取組

ねらい

- (1) 小・中学校の教員が、目指すべき「15 歳の姿」を共有しつつ、徹底して協働し、発達段階に即した「学び」の系統性の確保、小中の円滑な接続を図る。
- (2) 小学校の効果的な指導を発達段階に考慮して中学校に引き継ぐ

取組概要

- 義務教育 9 年間の教育を、①これまでの法制度（6-3 制）の下で、
②既存の小学校・中学校を存続させた形で、③コミュニティ・スクールを
基盤として、④小中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視し
て行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」培う

成果

- 自然教室、プレ中学生体験、部活動体験、中学校の小学校ボランティア訪
問等の小・小及び小・中間の交流活動により、学園の子どもとしての一体
感が醸成
- 学園研究等により、小・中学校の教員同士の相互理解が促進され、協力し
合う姿勢が定着

先行事例 4 京都府京都市における取組

ねらい

- （1）家庭教育も含め、計画的・系統的な一貫教育を地域と一体となって
行い、小中 9 年間の学びと育ちに責任を持つ

取組概要

- 市内の全中学校ブロック（施設一体型 4、併設型 2、分離型 64）で実施
- 平成 20 年度から「小中一貫教育・京都市 5 つの視点」に基づく取組を
実施

〈小中一貫教育・京都市の 5 つの視点〉

- ①小中一貫共通目標 ②教育課程/指導形態の工夫・改善 ③教育活動の
連続性 ④教職員間の連携・協働 ⑤家庭・地域との連携・協力

成果

- 地域の意識改革（地域全体で子どもを育む）、教職員の意識改革（中学
校ブロック全体で学力向上を図る）の促進
- 同じ中学校区内の小学校同士の連携の推進（合同宿泊活動、話型、ノー
ト、学習規律の統一）

制度化の具体的な内容と設置の状況

- ・ 運用上の取組では一定の限界。人事異動に取組の進捗が左右されたり、小・
中学校固有の業務に加えて様々な調整事務を行うことは教職員の多忙化にも
つながる。
- ・ 制度化により、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保し、
継続性・安定性を担保にした総合的かつ効果的な小中一貫教育の取組の実施
が可能。

- ・ 小中一貫教育の制度的基盤が整備されることにより、国・県による支援の充実が行いやすくなる。
- ・ 人間関係の固定化や転出入への対応などの小中一貫教育に指摘されている課題について、制度化に伴いむしろ課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようにする。

◎制度設計のポイント

- ・ 1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける（義務教育学校）
- ・ 独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする（小中一貫型小・中学校（仮称））
- ・ 既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする（市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可）
- ・ 既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎小中一貫教育の2つの類型

	今回学校教育法等 改正で措置	今後政省令 改正で措置
	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校（仮称）
修業年限	・ 9年（ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保）	・ 小・中学校と同じ
教育課程	・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・ 小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行）	・ 9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成（※） ・ 小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（義務教育学校と同じ）
組織	・ 1人の校長 ・ 一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有（当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進） （制度化に伴う主な支援策）9年間に適切にマネジメントするために必要な教職員定	・ 学校毎に校長 ・ 学校毎に教職員組織（学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施）（※） ・ 教員は各学校種に対応した免許を保有 （制度化に伴う主な支援策）小中一貫教育の円

	数の措置	滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小 中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け

- 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第1条関係）

設置者・設置義務

- 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第2条関係）
- 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第38条関係）

目標・修業年限

- 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第49条の2関係）
- 9年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分）（学校教育法第49条の4及び第49条の5関係）

教職員 関係

- 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第2条関係）
- 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第3条及び附則第20項 関係）

施設整備

- 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係）

小中一貫教育の実施を希望する設置者の積極的な取組を促すため、財政的支援を含めた条件整備や小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策を総合的に講じる

- ・適切な教職員定数の算定
- ・必要な施設・設備の整備への支援
- ・小中一貫教育と学校運営協議会の一体的な導入推進など、9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり
- ・モデル事業等を通じた好事例の収集・分析・周知
- ・小中一貫教育に応じた学校評価の充実と市町村における評価・検証
- ・都道府県による積極的な指導・助言・援助
- ・教職員の負担軽減の取組の推進

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

制度上の特例の活用	特例を活用している取組も活用していない取組もある。
特例の活用範囲	複数の教科について特例を活用している取組、キャリア教育に力を入れた取組など様々。
教育課程の区切り	6年・3年のまとまりでの区切りほか、4年・3年・2年での区切り、5年・4年での区切りなど様々。
小学校からの教科担任制	導入するかしないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。
校地・校舎の状況	小中一体型校舎を新設した取組、小学校を中学校の隣に移設した取組、既存の校地・校舎を活用した取組など様々。

報告内容 平成28年11月22日（火）

視察先：東京都永田町 衆議院第2会館B1第7会議室

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：国土交通省都市局まちづくり推進課
中心市街地活性化政策について

説明者：国土交通省都市局まちづくり推進課

官民連携推進室 企画専門官

中心市街地活性化係長

1、中心市街地活性化法のスキーム

【目的】

少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】

快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取組み、それに対し国が集中的かつ効果的に支援を行う。

（1）国による総合的・一体的な支援

中心市街地活性化本部の設置

中心市街地活性化の実現のため、政府として総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置し、基本方針の案の作成や施策の総合調整、事業実施状況のチェック&レビューを実施します。

（2）基本計画に対する内閣総理大臣の認定制度

市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣の認定を与え、基本計画に基づく取組みについて、法律、税制の特例や補助事業により、重点的に支援を実施します。

（3）多様な関係者の参画を得た取組みの推進

多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会

都市機能の増進を推進する者（まちづくり会社、中心市街地整備推進機構）と経済活力の向上を推進する者（商工会又は商工会議所等）が必須の構成員となり、ディベロッパーや、商業関係者、地権者など多様な民間主体と、基本計画

の策定主体である市町村などが参画した中心市街地活性化協議会が、まちづくりの多様な主体による合意形成のための協議の場として機能します。

(4) 市街地の整備 改善

●街なか再生を促進するための面整備事業

面としての中心市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上等に資するよう、区画整理、再開発等の活用により面的な整備を推進します。

●道路、公園、駐車場等の都市基盤施設等の整備

中心市街地を支える道路、公園、駐車場、下水道等公共の用に供する都市基盤施設の整備事業を推進します。

都市福利施設 の整備

●都市機能の集積促進

暮らし・にぎわい再生事業を活用し、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等を含めた、多様な都市機能の集積促進を図ります。

(5) 暮らし・にぎわい再生事業

認定中心市街地活性化基本計画の地区において、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等を総合的に支援。

(6) 都市機能まちなか立地支援

公共公益施設の整備に対し、補助（エレベーター・駐車場等の共同施設整備費部分に補助）

(7) 空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修・コンバージョンに対し、補助

(8) 街なか居住の推進

●住宅、建築物の整備

中心市街地共同住宅供給事業等を活用し多様なニーズに対応した優良な住宅の供給を促進します。

●居住環境の整備

優良な住宅整備を行う事業と併せて、住宅市街地を総合的に整備し、居住環境の向上を推進します。

2、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。

(1) 法制度の整備等

このため、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部改正法、11月に地域公共交通活性化再生法の一部改正法がそれぞれ施行され、生活拠点などに、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し、集約する制度(立地適正化計画制度)や、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みが設けられました。都市全体の構造を見渡ししながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図ります。

(2) 立地適正化計画制度

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えを進めていくことが重要です。

このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

(3) 官民連携のまちづくり(都市再生整備計画を活用したまちづくり)

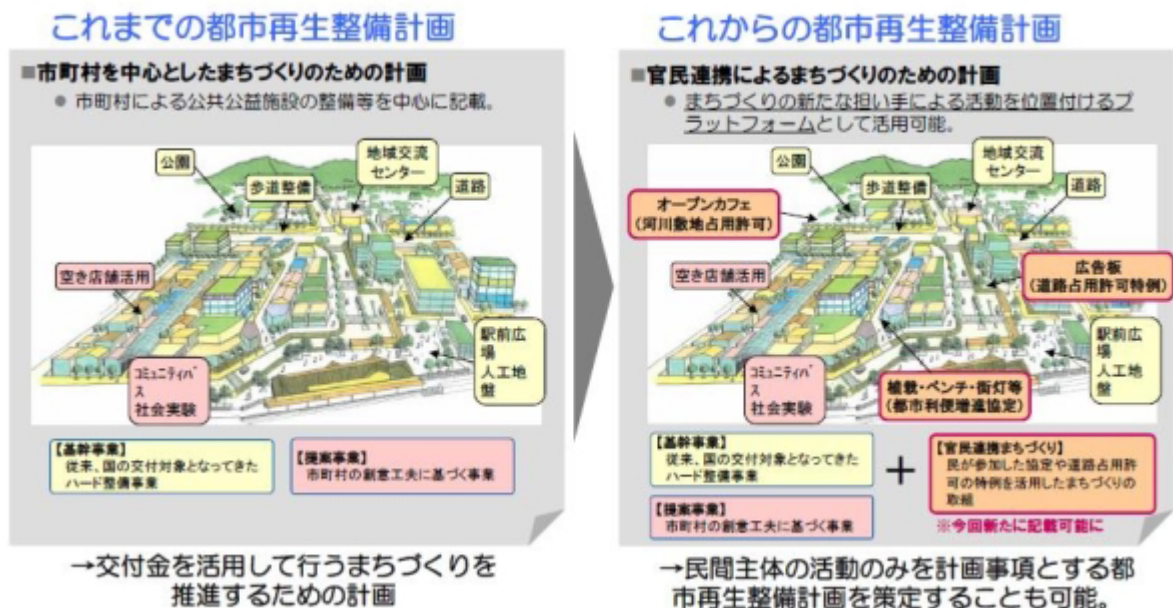
まちづくりに関する取り組みは、これまで行政が中心となって推進してきたところですが、まちづくり会社やNPO等の民間組織がまちづくりに積極的に取り組む事例が増加しています。このような取り組みは、地域の特性に応じたまちのにぎわいや都市の魅力向上等の面からも有効であることから、行政としても積極的に支援していくことが重要となっています。

都市再生特別措置法においても、まちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してにぎわいのあるまちづくりを実現する制度等、官民連携のまちづくりを推進する制度が新しく創設されています。



(4) 都市再生整備計画

これまでの都市再生整備計画は主に市町村が公共公益施設を整備するための計画として活用されてきましたが、これからの都市再生整備計画は、「官民連携によるまちの整備・管理のための計画」として、従来からの市町村が実施する交付対象事業だけでなく、次に紹介する道路占用許可の特例や都市利便増進協定等、民間主体によるまちづくりの取り組みについても計画に位置付け、官民連携のまちづくりを総合的に推進することができるようになっています。



平成28年度会派視察報告書

1. 期 日	平成29年2月8日(水)～2月9日(木) _____ _____ _____
2. 視 察 先	愛知県名古屋市 _____ _____ _____
3. 目 的	名古屋工業大学 伝統建設における山と木について JR東海 リニア中央新幹線の進捗状況と今後の計画に ついて 名古屋城 名古屋城本丸御殿計画について _____ _____
4. 参加者氏名	鈴木 清貴 田口 文数 _____ _____ _____ _____
5. 説明内容	別紙資料 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

※添付できる資料がありましたら、報告書に添付してください。

平成28年度 会派研修報告書

報告内容 平成29年2月8日（水）～2月9日（木）

視察先：名古屋工業大学 4号棟4階

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：伝統建設における山と木について

説明者：大学院教授 学長補佐

社会工学専攻建築・デザイン分野 藤岡伸子研究室は2013年春より、ひのきで知られる岐阜県中津川市加子母にて「域学連携」の地域づくりに参加しています。加子母には、1894年創建され、岐阜県重要有形民俗文化財にも指定されている明治座と呼ばれる木造の芝居小屋があり、毎年秋には、地歌舞伎が行われています。

教授が構成を担当し、明治座と加子母の歩んだ120年を描く歴史絵本「むらのしばいごや明治座さーん」が刊行されました。



岐阜県重要有形民俗文化財「明治座」大改修を契機とした地域の歴史文化資源発掘と絵本による発信

地域活性研究（地域活性学会）2017年03月

研究論文（学術雑誌） 単著

創建から120年を経た「明治座」（中津川市加子母）は、2015年9月に大修理を終えた。伝統的な劇場空間を損なわないよう伝統木造の技を駆使して行われ、セメント瓦だった屋根も、創建当初の板葺き屋根へと復原された結果、他に類のない明治の芝居小屋が甦った。本論では、この明治座改修のプロセスそのものを地域の新たな文化資源とするために行った調査とその成果の一つである絵本の制作について報告する。

学生による卒業論文発表 3人

テーマ

岐阜県中津川市加子母地区における子育て支援団体及び子育て環境に関する研究

テーマ

地域活動による空き家改修の実態と展望

テーマ

岐阜県中津川市加子母における山林活用と里山体験活動の実態調査
(その後、質問等をして、学生さんから話をお聞きしました)

教授の研究等の講義

○森の多面的機能

- ①土壌の形成・保全と水源涵養
- ②気象の緩和
- ③森林生態系と生物多様性の保持
- ④木材の供給と炭素固定能力による地球温暖化抑制
(「カーボンニュートラル」な資源)
- ⑤風致景観の維持と心身の保健維持・増進

○日本では…

稲作は森と競合しない。むしろ、稲作に必要な水と養分豊富な土を確保・維持するために常に積極的に森を作ってきた。

「建材・燃料に使う」

これは世界中どこでも同じ

しかし、日本では、同じように消費するだけで山をはげ山にすれば水と土壌は喪失する(急峻な地形のため)

そうはさせないため、水と土とを日本列島につなぎ止めるための植林が古代から行われた。

○日本文化とは木を植える文化

日本では、山の森林を払ってそこを穀倉地帯に変えたのではなかった。

日本人が穀倉地帯に選んだのは、大河川下流の平野、氾濫原であり、そこは陸とも川とも海とも分からないような低湿地であった。日本人は、その水田を洪水から守るためにも、山に行き木を植えた。水田への水を作るためにも、また山へ行き木を植えた。
(富山和子「環境問題とは何か」)

○日本にとって森林はなくてはならないもの
森林をなくしたら日本列島は立ちゆかない

・急峻な地形

(山地が 80%、国土の 10%の河川氾濫域に人口の 50%、資産の 75%)

・平野は、沖積（堆積）平野

(風化の進んだもろい表土、ヨーロッパの岩盤が平らに削られてできたものとは本質的に異なる)

・デレーケを仰天させた急勾配の河川

(河況係数[最大流量/最小流量]が欧州の河とは桁違い)

・梅雨と秋の台風による集中した雨

(年間降雨量 1700 mmは世界平均の約 2 倍)

○日本の森林が遭遇した 3 つの危機

1、古代の森林略奪（奈良～平安時代の律令国家建設時）

2、近世の森林略奪（秀吉～家康時代の諸国統一時）

↓

江戸時代の育成と管理を通じた復興（17 世紀末以降）

↓

3、20 世紀の森林飽和（戦後の拡大造林と輸入材の普及による放置）



報告内容 平成29年2月9日(木)

研修先：愛知県金山 名古屋都市センター

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：リニア中央新幹線の進捗状況と今後の計画

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部より、資料の提供を受けて進捗状況と今後の計画の勉強会をおこないました。

○中央アルプストンネル(山口)の工事概要の説明会、発生土運搬経路等説明会等の地域説明会の現状

○中津川市内の進捗状況の説明は、今までの地域説明会のものでした。

報告内容 平成29年2月9日(木)

研修先：愛知県名古屋市 名古屋城

参加者：鈴木清貴 田口文数

視察項目：名古屋城本丸御殿計画について

名古屋城本丸御殿とは

名古屋城本丸御殿は、尾張藩主の住まいとして徳川家康の命により慶長20年(1615)に建てられました。20年後、将軍のお成御殿として上洛殿が増築され、格式高き御殿として知られていましたが、昭和20年(1945)の空襲で天守閣とともに全焼しました。

名古屋市では、平成21年(2009)1月から本丸御殿の復元に着手し、平成25年5月29日、入口にあたる玄関、謁見の場である表書院などの公開を開始しました。

名古屋市では、本丸御殿の復元工事を3期に分け進めています。平成28年(2016)には対面所などが完成し、平成30年(2018)には、将軍上洛の際の居館として建てられた上洛殿などすべての建物が完成する予定です。工事期間中、復元過程の公開を行います。

建築概要

構造・階数

木造平屋建（書院造）

延べ面積

約 3,100 平方メートル

建築面積

約 3,600 平方メートル

